



## 劉曉軍 中華人民共和国駐名古屋総領事 着任レセプションが盛大に開催

4月23日(火)、名古屋市内のホテルにて、劉曉軍・中華人民共和国駐名古屋総領事の着任レセプションが盛大に開催され、政界・財界はじめ華僑華人など500名余りが参加した。

劉曉軍総領事は、「着任してから2カ月余りが過ぎ、総領事館が管轄する中部地域を訪問する中で、中部地域の対中友好交流の歴史の深さを理解し、中部地域の皆様の対中友好の熱意を強く感じ、皆様と一緒に対中友好の促進に努力する」と挨拶した。



挨拶する劉曉軍総領事

また、「昨年の中国のGDPは前年比6.6%増となり、経済規模は13兆ドルを超え、経済構造はより最適化され、新たな産業エネルギーが育まれた。今年は、より質の高い発展、製造業のモデル転換、新たな産業グループの育成などに力を入れ、更に発展の質と効率の向上を目指す。外商投資法が採択され、外資参入の規制が更に緩和され、より投資しやすい環境が整った」と新たなビジネスチャンスの到来を促した。

更に、劉曉軍総領事は、「①地方交流を盛り上げ

る。②実務交流の内容を豊かにする。③青少年交流を大いに推進する。④豊富多彩な民間交流イベントを開催する」と上記4点に力を入れて推進すると抱負を語った。

続いて、来賓を代表して、大村秀章・愛知県知事、廣澤一郎・名古屋市副市長、小澤哲・当センター会長、太田宏次・NPO愛知県日本中国友好協会会長、劉軍・第14回名古屋中国春節祭実行委員長が挨拶した。

来賓挨拶の中で、小澤会長は、「過去の名古屋中国春節祭において、程永華大使は来賓挨拶で、日中関係の正常化、改善に向けて最も大事で要になることは、民間交流と地方交流であるという主旨の話をされた。中国駐名古屋総領事館は2005年に設立して以来、正にこの民間交流と地方交流に歴代の総領事の方々が大変な尽力をなされてきた。例えば現在インバンド需要をけん引している「昇龍道プロジェクト」の昇龍道という名称は第3代目の張立国総領事が命名され、今やこの地域や北陸3県も含め大いなるインバンドを支える重大なプロジェクトとなっている。また「名古屋中国春節祭」は今年第13回目を迎えた。晴天にも恵まれ、本年は20万人の来場者があり日本最大の華僑華人との交流の場となっている。他にも「桜二胡音楽祭」は2006年の初回開催から毎年綿々と開催されており、「中日経済交流懇談会」は私共が中国经济について勉強させて頂いている場であるが、これも2014年から毎年積み重ねて実施されている。このような動きの中で最も特出すべ

### 目次

劉曉軍 中華人民共和国駐名古屋総領事着任レセプションが盛大に開催	1
【新年度特別講演会】「米中貿易戦争・全人代が映す中国经济の実態」	2
【訪中報告】猛スピードで発展する「海鉄聯運」と「中欧班列」	3
交流記録	6
【部会活動】中国投資企業部会2019年度総会・懇親会を開催	8

【共催セミナー】当面の中国经济情况と日系企業事例報告	8
西安デスクNEWS	9
青島デスクNEWS	10
【密着】北京・LINDAの知財権便り	11
中国短信	15
中国经济データ	16

きことは2012年の島問題以降、日中関係が最悪の状態になった時においても、このような民間交流、地方交流が着実に積み重ねられてきたということである。その意味で歴代の総領事の方々或いは総領事館の皆様方の日中関係への改善への思い、その強さを強く感じる次第である。今日の良い日中関係の大きな礎の一角をなしていると思っており、これまでの皆様方のご



来賓挨拶する小澤会長

努力に対し、心から感謝を申し上げると同時に敬意を表する」と述べ、続いて、「最近の動向について、日中関係が正常に動き出している、更には中国政府の改革開放政策が地方も含め浸透していることを背景に、東海地区の企業における中国への事業拡大の動きが顕著となりつつある。恐らく2022年、浙江省杭州市で開催されるアジア競技大会或いは北京冬季オリンピックに向けて、東海地区の企業の事業拡大は大きなうねりとなると思う」と上記2点について、思いを語り挨拶とした。

乾杯の音頭は赤松広隆・衆議院副議長が行い、その後、大変和やかな雰囲気の中で、レセプションが行われた。

## 新年度特別講演会

# 「米中貿易戦争・全人代が映す中国経済の実態」

4月19日(金)、柯隆・当センター客員研究員／(公財)東京財団政策研究所主席研究員を招き、標記特別講演会を開催した。

講演では、講師自身の愛知県での留学経験から、現在に至る経緯を紹介した後本題に入り、米中関係の現状について紹介した。その後、中国経済の高度成長はひと段落したが、更なる発展にはイノベーションが必要で、同時にネックとなっている人材(特にエンジニア)の育成が重要だと指摘した。

続いて、今中国で何が起きていて、何が課題となっているかについて、中国の個人消費、格差問題、少子高齢化、知的財産保護、人口問題、中国人の納税意識、信用問題等多岐にわたって具体的事例を交えながら紹介した。



最後に、柯隆研究員は、現在中国は「中華民族の偉大な復興」、「強い中国」を目指しているが、その実現には、技術力の伴った「経済力」、最適化された「軍事力」、そして「文化力」の3つの力が必要になるのではとの見解で締めくくった。

当日は、小澤会長、高橋副会長、藤森副会長はじめ約80名が熱心に講演に聞き入った。

# 猛スピードで発展する「海鉄聯運」と「中欧班列」

～中国港湾物流視察団が天津、雄安新区、北京、西安を視察～

当センターは、5月12日(日)から5月18日(土)にかけて標記視察団を天津市、河北省雄安新区、北京市、陝西省西安市に派遣した。

今回の団長は当センターの部会である東海日中海運懇話会会長の飯田輝智氏(名港海運(株)専務取締役)、副団長は同副会長の高見昌伸氏(伊勢湾海運(株)専務取締役)が務め、同懇話会の構成企業はじめ地域の港湾物流企業、商社などが参加し、総勢28名(事務局を含む)のミッションとなった。

今回は、中国政府が提唱する「一帯一路」戦略に基づいて推し進められている中国沿海港と内陸都市を結ぶ輸送である「海鉄聯運」、内陸都市から中央アジアを經由し欧州へ鉄道輸送する「中欧班列」をテーマに、実際の港湾施設(天津港)、鉄道ステーション(西安港務区)、及び関連する企業等を訪問しその運営状況を視察した。また中国の国家プロジェクトとして注目されている「雄安新区」では自動運転(輸送)システムを体験し、北京では交通運輸部を訪問し中国全体の状況をヒアリングした。

## 【天津港(集団)有限公司】

天津港における2018年の貨物取扱量は5.04億トン、コンテナ取扱量は1,600万TEUとなった。天津港では毎日約2,000～3,000TEUを取り扱っており、日本とのコンテナ取扱量はここ数年平均で年間70万TEUあり、直近2019年1～4月のコンテナ取扱量は24.7万TEUとなった。

天津港には、東疆港区、北疆港区、南疆港区、臨港港区の4つがあり、日本との路線は主に北疆港区で取り扱っている。北疆港区は総合的な港区エリアでコンテナ、バルク、自動車などを取り扱い、東疆港区は自由貿易区に指定されており、主にコンテナ貨物を取り扱っており、東疆港区の太平洋コンテナ

ターミナルの面積は30km<sup>2</sup>で、天津港最大の埠頭であり、20万トン級の船舶が寄港可能となっている。南疆港区は、エネルギー関係の取扱が多く、石炭、鉱産物、石油、化学製品などで、臨港港区は企業のための施設となっている。今後は更に4つの港区の建設を予定しており、華北地方で最大の港湾建設を目指している。2019年のコンテナ取扱量の目標値は1,700万TEUで、今後5～10年以内に、年間3,000万～5,000万TEUの取扱いを目標としている。



東疆港区・太平洋コンテナバースにて

現在、天津港から日本へは主に東京、大阪、神戸、横浜、名古屋、福山、広島など10本の航路を有しており、日本への輸出主要製品は、石炭、食品、電子部品等で、輸入主要製品は自動車、自動車部品、電子部品となっている。

天津港の「中欧班列」の状況については、現在、中央アジア、ヨーロッパに抜けるルートを3本擁しており、二連浩特、阿拉山口、滿州里の3つの国境都市を通じて、モンゴル、中央アジア、ロシアに向けて日本や韓国からの電子製品等や、東南アジア、天津地区、広東省、福建省からの貨物を取り扱っている。2019年1～4月の中欧班列での

コンテナ取扱量は2.1万TEUで、その中でも二連浩特を通るルートの手扱量が2万TEUと大半を占めている。

当日は、2006年に天津港集団とシンガポール港務局の合併で建設した東疆港区・太平洋コンテナターミナルを視察した。同ターミナルの面積は2.3km<sup>2</sup>、岸壁の長さは2,300m、水深16.5m、23基のガントリークレーンを有し、年間のコンテナ取扱能力は400万TEUとなっており、2018年は353万TEUを取り扱った。

#### 【天津濱海泰達物流集団股份有限公司】

同社は天津港で自動車物流、コールドチェーン倉庫・配送、中国内陸都市へのコンテナ鉄道輸送等を幅広く行っており、それぞれの事業を行う子会社を中国国内企業、外国企業と合併して経営している。

同社は、豊田通商、トヨタ輸送、上組、アルプス物流等、日本企業との協力関係が長く、20年以上の経験を有している。

当日は、モータープール(天津港港湾国際自動車物流有限公司)、コールドチェーン倉庫(泰達行天津冷鎖公司)、鉄道輸送ステーション(天津元大現代物流)をそれぞれ視察した。

＜モータープール・天津港港湾国際自動車物流＞  
出資者：天津港港務集団60%、泰達物流40%  
施設：自動車ヤード2カ所(10万m<sup>2</sup>+新ヤード8万m<sup>2</sup>)合計面積18万m<sup>2</sup>、

保管能力：約6,000台(3,402台+新ヤード2,559台)  
主要取扱メーカー：トヨタ、スバル、BMW、フォルクスワーゲン、ルノー、クライスラー等



モータープール

＜コールドチェーン倉庫・泰達行(天津)冷鎖物流＞  
出資者：天津濱海泰達物流60%、C P物流40%

敷地面積：7.7万m<sup>2</sup>

施設：冷凍倉庫2.5万m<sup>2</sup>、冷蔵倉庫0.4万m<sup>2</sup>、貨物整理倉庫、冷凍コンテナヤード

保管能力：3万t

業務内容：輸入食肉の通関、検査検疫、冷凍倉庫保管、輸送等

＜鉄道ステーション・天津元大現代物流＞

出資者：天津濱海泰達物流100%

ヤード面積：セメント硬化ヤード：2万m<sup>2</sup>。

主な取引先：長安自動車、フォード、上汽フォルクスワーゲン、上海GM、華豊BMW、奇瑞汽車、長城汽車、一汽フォルクスワーゲン、一汽トヨタ、双匯

年間作業量：商用車10万台(作業能力は40万台)

冷凍肉取扱量、年間約1万t

#### 【天津経済技術開発区】

1984年に国家級開発区として設立して以来、着実に発展を遂げている同開発区は、これまでに約398km<sup>2</sup>(東区40km<sup>2</sup>、西区48km<sup>2</sup>、中区58km<sup>2</sup>、南港工業区200km<sup>2</sup>)を開発し、人口は298万人に達しており、これまでに内資企業12,339社、外資企業5,613社(外資導入額187.14億ドル)が進出している。

また昨年の区内GDPは3,049.83億元(約5兆322億円)、一人当たりGDPは22万円となった。

#### 【河北省雄安新区】

2017年に習近平主席が提唱し、今や深圳経済特区、上海浦東新区に次ぐ国家重点プロジェクトの推進に注目が集まっている。

新区計画面積1,770km<sup>2</sup>のうち、現時点では同区管理委員会ビル、展示センター、市民サービスセンター、一部オフィス棟、ホテル、商業施設の運営が始まっているが、計画としては、22年までに「先行開発区(起步区)」の基礎インフラを整え、市街地の原形が見えるようになる。また、35年を1つの建設の区切りとしているので、その頃には、深圳・上海のように変貌を遂げているかも知れない。

起步区は、198km<sup>2</sup>の計画で、そのうち38km<sup>2</sup>が「先行開発区」として、バイオ、IT、企業本部などを受け入れる。

また、視察団は中国ネット検索大手の百度(baidu)が開発した自動運転システム「アポロ」に試

乗し、歩行者感知システムによる安全輸送を体験した。

同区内には常時2台が運行しており、約10分間で規定区内を一周することができる。1台には7名まで乗車が可能で、最高速度は40<sup>km/h</sup>だが、区内は20<sup>km/h</sup>で走行している。また、既に中国国内では十数カ所で「アポロ」が運用されているとの説明もあった。



試乗した「アポロ」の自動運転システム

同区へは、北京、天津からそれぞれ105kmの距離があり、現在はバスで約2時間以上かかるが、北京からの高速鉄道(現在は白洋淀駅まで)の建設が進んでおり、2020年末には開通予定で、北京市内まで30分のアクセスとなる。

### 【中華人民共和国交通運輸部】

同部では、柳鵬・交通運輸部水運局副局长はじめ水運局港口管理处、国際航運管理处、経済運行処、交通運輸部水運科学研究院、中国港口協会の責任者にも対応いただいた。

柳副局长は約20年前に、名古屋港管理組合が毎年受け入れられている研修に参加され、約1ヵ月名古屋に滞在した経験があり、現在も続けられている名古屋港管理組合の研修を高く評価された。



柳副局长

柳副局长の紹介によると、2018年中国の港湾における貨物取扱量は143.5億トン(前年比2.5%増)で、

コンテナ取扱量は2.51億TEU(前年比5.3%増)となっており、穏やかな成長の中にも進展がみられる状況となっている。

「中欧班列」の状況については、2018年には6,300編成(前年比72%増)を記録し、国内の62の都市から国外15ヵ国、51都市と繋がっている。

「海鉄聯運」は現在、中国国内7つの港から内陸都市へのコンテナ輸送が行われており、毎年約25%の成長を遂げている。同時に海鉄聯運での港湾、鉄道ステーション等施設の整備強化や、データやシステムを更に向上させ、顧客へのサービス提供、コスト削減等の課題に取り組むとの事であった。

### 【西安高新技术産業開発区】

1991年3月に国家級高新技术産業開発区として設立し、開発総面積は126km<sup>2</sup>、主に電子情報産業、先端製造業、現代サービス業、バイオ医薬産業等を誘致しており、これまで約2,000社が進出している。

視察当日は展示館で概要説明を受けてから行政手続きのワンストップサービスの現場を視察。その後同区に進出している日系企業で、小型精密NC旋盤(くし刃旋盤、タレット旋盤、マシニングセンタ)を製造している西安北村精密機械有限公司を視察した。

### 【西安国際港務区】

同港務区は2008年に設立し、開発総面積は120km<sup>2</sup>となっており、主に鉄道貨物駅、総合保税區、トラック物流基地の3大プラットフォームで構成されており、今回は鉄道貨物に関連する施設を中心に視察した。

＜長安号中欧班列配送センター＞

同センターでは、西安から中央アジア経由で欧州への鉄道輸送「長安号」の管理、コントロールを行っている。

「長安号」は2013年から運営を開始し、現在は①カザフスタン(アルマトイ)②ポーランド(ワルシャワ)③ドイツ(ハンブルグ)④ロシア(モスクワ)⑤ハンガリー(ブダペスト)⑥フィンランド(コウヴォラ)⑦ミンスク(ベラルーシ)⑧テヘラン(イラン)⑨ヘント(ベルギー)⑩ミラノ(イタリア)⑪リガ(ラトビア)の11路線に就航している。

<これまでの実績>

2013～2014年：運行本数46便、貨物輸送量6.9万トン  
(中央アジア路線のみ不定期運行)

2015年：運行本数95便、貨物輸送量14.25万トン(中央アジア路線のみ、毎週1～2便運行)

2016年：運行本数151便、貨物輸送量25.7万トン(毎週3便運行、ヨーロッパ路線も開始)

2017年：運行本数194便、貨物輸送量23.2万トン(毎週4便運行)

2018年：運行本数1,235便(前年の6.37倍)、貨物輸送量120.2万トン(前年の5.18倍) 全国首位となった。



センター内のディスプレイ

2019年第一四半期実績は、運行本数284便(前年同期比56%増)、貨物輸送量25.5万トンと(前年同期比32%増)と猛スピードで発展している。

長安号で輸送される主な輸送貨物には建設機械、服装、電子機器、食品、自動車等がある。

<西安鉄道コンテナセンター駅>

鉄道貨車のコンテナ積み下ろしを行う現場を視察した。



貨車にコンテナを積み込んでいる現場

このコンテナセンター駅は、中鉄聯合国際集装箱有限公司が経営しており、総面積は約333万㎡で、投資総額は6.8億元(約112億円)、コンテナ取扱能力は年間350万TEU、ガントリークレーンが8基備わっている。

ちなみに同様のコンテナセンター駅は中国全土に18ヵ所(北京、上海、広州、深圳、天津、ハルビン、瀋陽、青島、成都、重慶、西安、鄭州、武漢、大連、寧波、昆明、ウルムチ、蘭州)ある。

業務グループ長 石原和巳

## 交流記録

<南寧市訪日団>

4月19日(金)、阮兆豊・南寧市人民代表大会常務委員会副主任/南寧市共同溝計画建設工作指導チーム副チーム長一行6名が来名し、当センターの中村業務グループ課長が随行して、サカエチカマチ株式会社を訪問し、また同社が運営している栄地下街を視察した。

阮兆豊 南寧市人民代表大会常務委員会副主任  
南寧市共同溝計画建設工作指導チーム副チーム長

梁明志 南寧市人民政府副秘書長  
南寧市共同溝計画建設工作指導チーム

弁公室副主任

陸彦明 南寧市人民代表大会都市建設環境保全委員会主任

寧茜 南寧市都市外管理総合行政法律執行局副局長

南寧市共同溝計画建設工作指導チーム弁公室副主任

朱玲玲 南寧市共同溝計画建設工作指導チーム弁公室スタッフ

顔以鋒 南寧市人民政府外事弁公室出国管理科科长

### <江蘇省蘇商發展促進会>

4月22日(月)、俞文勤・江蘇省蘇商發展促進会秘書長(江蘇經信智能製造研究院董事長)一行49名が来名し、同会の主催により懇親会が開催され、当センターから大野専務理事兼事務局長が出席した。

今回来日した同会のメンバー49名は、日本製造業研究センター(株)の教育研修に参加する目的で来日し、江蘇省内の大手企業の経営者で構成される。

当日は、渡辺昇・愛知県議会議員/自由民主党愛知県議員団政調会長と小野硯鳳・福祉consultantが来賓を代表して挨拶した後、交流が行われた。

同会のメンバーは、主に南京市、江陰市、蘇州市、常熟市など江蘇省南部地域の企業家で、愛知県と江蘇省は友好都市の関係もあり、また、お互いに製造業が発達した地域であり、産業構造が類似していることから自社の取引に繋がる機会を模索している。今後、江蘇省に来たら是非とも自分の会社に立ち寄って欲しいと声がかかった。

### <北京真友堂国際技術發展有限公司>

4月23日(火)、白文花・北京真友堂国際技術發展有限公司総経理が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と石原業務グループ長が対応した。

同社と当センターの協力関係は、既に5年余りが経過し、白総経理からは、更に実務的な業務に関



白総経理

して提携関係を結びたいとお話があり、これを受けて、調査報告、情報発信、翻訳・通訳などの実務に対して提携することを前提として話を進めていく事となった。

### <煙台經濟技術開發区管理委員会>

4月26日(金)、胡希龍 煙台經濟技術開發区招商合作管理局日本慮項目専員(煙台經濟技術開發区日本事務所代表)が当センターを訪れ、中村業務グループ課長と瀨瀬業務グループ担当が対応した。同

区は、5月30日(木)午後名古屋で誘致説明会を開催する予定で準備を進めており、その打ち合わせを行った。

### <天津經濟技術開發区>

5月17日(金)、劉樂・天津經濟技術開發区(TEDA)日本事務所代表が当センターを訪れ、中村業務グループ課長と佐合業務グループ担当が対応した。



劉樂・日本事務所代表

劉氏は前任の王穎氏に代わって赴任となった。

TEDAは現在10エリアを管轄している。区内には、基幹の自動車産業以外にも、バイオ医薬・ヘルスケア産業の誘致に力を入れ、同分野における産業チェーンが初歩的に形成されている。また中小企業・スタートアップ企業向けのレンタル工場としては、80㎡~1,000㎡の大きさをカスタマイズして提供ができると説明があった。センターにも同区への誘致協力の要請があった。

### <武漢新港管理委員会>

5月23日(木)、張林・武漢新港管理委員会主任一行7名が当センターを訪れ、大野専務理事兼事務局長と石原業務グループ長、瀨瀬業務グループ担当が対応した。

大野専務理事から、2018年の中国港湾物流視察団が武漢を訪問した際に港湾施設の視察と交流でお世話になったとお礼を述べた後、当地域の日中貿易の概要を説明した。張林主任からは今年の下半期に開通を予定している武漢-日本間のコンテナ船の定期直行便について説明があった。

- 張林 武漢新港管理委員会主任
- 韓芸 武漢新港管理委員会經貿發展處處長
- 吳士泉 武漢中遠海運集裝箱運輸有限公司総経理
- 陶保軒 中外運湖北有限責任公司総経理
- 蘇建国 武漢航運交易所常務副所長
- 朱縱先 華中港航物流集團有限公司董事長
- 全淑麗 日本大分市武漢事務所所長

## 中国投資企業部会2019年度総会・懇親会を開催

### ◇中国投資企業部会2019年度総会

5月22日(水)、当センター会員12社で構成する「中国投資企業部会」が総会を開催し、12社12名が出席した。



坂田部会長(左)と菅副部会長(右)

冒頭、坂田光徳部会長(岡谷銅機㈱取締役メカトロ本部長、写真)が挨拶し、「当部会はオープンでい

ろいろな情報を発信できる会にしたいと思っており、このようなアットホームな会をぜひ続けていきたいと思う」と述べた。

総会では、「第1号議案」の2018年度事業報告として、佐合亨業務グループ担当が報告を行った。続いて2018年度収支決算報告がされ、異議なく承認された。「第2号議案」の2019年度事業計画(案)で、本年度は計2回のセミナー開催を企画し進めて行くこと、調査の実施として、中国の日系企業を対象に環境、人事労務など「リスク管理」をテーマにした訪中調査を行うこと等が説明された。詳細については、事務局と部会長などが改めて協議し、決定することとし、異議なく承認された。

また、センターの会員企業で、4月から本部会に加盟した広機通商㈱の廣瀬友洋代表取締役から挨拶がされた。閉会后、引き続き懇親会が行われた。

### 共催セミナー

## 当面の中国経済状況と日系企業事例報告

当センターは5月20日、華鐘コンサルタントグループ及び三井住友銀行と共に標記セミナーを開催した。

華鐘コンサルタントの関係者が講師を務め、最初に古林恒雄董事長総経理(写真)は「激しくなる米中貿易・IT戦争の実体経済への影響を探る」と題して、日本ではあまり報道されていない中国経済の実情を語った。

古林董事長は、中国では高速鉄道の新規建設が急ピッチで現在も進められており、毎年、日本全国の新幹線の総延長に相当する距離が伸び続けていることなどが示すように、中国経済は成長率こそ鈍化しているものの、依然として堅調であるとの見解を示



した。一方、米中貿易戦争については、アメリカは、中国が台頭してくることを警戒しているため、今のうちに中国を経済面から叩いておきたいとの意向が働いている。当面は解決の兆しが見えないが、いずれはアメリカ自身も中国製品の輸入なくして自国経済が成り立たないことが表面化するはずであり、そこから解決に向けた話し合いが本格化するのではないかとの見通しを示した。

続いて高倉洋一東京事務所所長が「事例報告① 新優遇税制と新個人所得税法のポイント紹介」、「事例報告② 各種法人及び分公司の特徴に基づく拠点配置の最適化」をテーマに、通常25%である企業所得税(法人税)が、小規模企業には10%が適用され、その対象が拡大していることなどについて説明した。

当日は84名が受講した。

### 「一带一路」・国際商事法律サービスモデル区を構築へ

西安市が「一带一路」における国際商事法律の総合サービス能力向上を推し進めるため、4月27日、西安市司法局聯合国際港務区管理委員会、北京融商「一带一路」法律・商事サービスセンター、西安仲裁委員会が共同で「一带一路」サービス構造と自由貿易区国際商事法律サービス能力及び総合ニーズにおける対話フォーラムを開催した(写真)。



フォーラムでは、西安国際港務区管理委員会の李翔副主任が、同港務区が手掛ける法治化された一流のビジネス環境と、「一带一路」・国際商事法律サービスモデル区の状況について紹介した。

フォーラムでは主に「一带一路」サービス構造について議論を展開し、最高人民法院司法体制改革辦公室の鄭宇副所長、西北政法大学国際法研究センター主任の王瀚教授、中国政法大学仲裁研究院の姜麗麗秘書長および海外ゲストがそれぞれ発言し、「一带一路」における多次元の紛争解決における自由貿易区での法律サービス、法の保障および仲裁サービスの協力体制などの問題について意見交換を行った。

中国が掲げる「一带一路」提唱に関して、フォーラムでは多くの協議書が調印され、法律関連の議論が多く交わされ、国際商業紛争調停、国際商業仲裁、国際法律サービスに新たなアイデア、道筋を示した。

西安市司法局党組織の趙夏書記は、次なる目標として西安市の司法行政システムが今回のフォーラムを機に、国際協力を深め、共通利益を求め、「一带一路」建設における司法の拠点として十分なサービスを発揮することで、更に優良、実践的、便利な法律サービス・法治保障を提供する「一带一路」・国際商業法律サービスモデル区を構築していくと語った。

### 自由貿易区+西安国際港務区で西安を更なる発展へ

2017年4月に西安市で設立された陝西自由貿易試験区は、中国北西部唯一の自由貿易試験区として、これまでに貿易、投資の利便化を推し進めており、中国内陸部や「一带一路」沿線国との経済協力や文化交流において新たなモデルを構築している。

陝西自由貿易区試験区の中で、西安国際港務区は重要な構成部分であり、港務区はヨーロッパ方面への国際貨物列車である中欧班列「長安号」の運営を強化、西安と「一带一路」沿線国との貿易による経済面の結びつきは益々強まっている。

港務区は行政サービス面でも効率化や利便性を高める改革を進めており、IT技術を駆使し、データを活用することで企業や担当者が手続き窓口まで足を運ぶ回数を減らしている。港務区は他にも行政手続きのワンストップサービスや、陝西省で初となる「24時間対応のセルフサービス型政務サービスエリア」の設置などを進めている。



自由貿易試験区の西安国際港務区総合サービスホール

文化面でも自由貿易区+西安国際港務区の両者による「一带一路」沿線国との交流が多く、陝西省の留学生によるイノベーションコンクール、日本の文化芸術品の保税展示・オークションなどが今までに開催された。

直近の一年間で、港務区における自由貿易試験区内の新設企業は2,348社(前年比64.65%増)、登録資本金は725.73億元(前年比148.92%増)と共に大きく増加している。うち外資系企業は30社で、登録資本金が4.34億ドルであった。

#### レポーター



東海日中西安デスク

代表 賈育林

(西安国際港務区  
投資合作促進局 局長助理)

## 青島デスクNEWS

### エアバス・ヘリコプター、青島で組立工場が稼働

4月17日、エアバス・ヘリコプター「H135」の最終組立ラインが青島市で正式に稼働した。エアバス・ヘリコプターのH135型がヨーロッパ以外で最終組立ラインを稼働させるのは初。これにより青島は同社の中国及びアジアにおける重要拠点となり、また中国の航空産業における新たな1ページが始まったとも言える。



エアバス・ヘリコプター「H135」

同社の最終組立ラインの現段階での生産能力は18基/年、ヨーロッパと同等の技術と品質・サービスを有し、天津で製造しているエアバス・A320(航空機)組立ラインに次ぐ規模の新たな中欧合作モデルとなった。

2016年にエアバス・ヘリコプターと中国はパートナーシップ提携により、H135型を100基購入する枠組み協定に調印した。うち5基は、ドイツの工場にて中国及び海外技術者の共同作業ですでに完成に至り、当面は残り95基が青島にて製造されることになる。

青島市の製造業は伝統、基盤、ブランド、ノウハウがあり、エアバス・ヘリコプタープロジェクトに効果的なサポートを提供していく。

現在、青島市は、国際船舶輸送貿易、金融イノベーションセンター、科学技術牽引都市、ハイテク製造業+AI、国際ファッション都市などの構築を推し進めている最中で、長江以北エリアで最も重要な戦略開放エリアにもなっており、エアバスのような世界規模の大手メーカーが青島に投資されることを心から歓迎している。

【エアバスの最終組立ライン完成までの経緯】

2015年10月

中国・ドイツ両国のトップ立会いの下、青島市と

エアバス社が枠組み提携の合意書に調印。

2016年12月

青島連合通用航空産業発展有限公司と中国航空器材集团有限公司の合弁会社「青島連合通用航空有限公司」が設立。同社とエアバス・ヘリコプター事業との間で、最終組立ラインプロジェクトの立ち上げが実現化に向けて更に前進する。

2018年6月

エアバス・ヘリコプター(ドイツ)会社と青島連合通用航空有限公司との合弁会社「エアバス・ヘリコプター(青島)有限公司」が青島市に登録される。

### 2019グローバル(青島)VC大会が開催

5月9～10日、青島市政府主催による2019グローバル(青島)ベンチャーキャピタル大会が青島国際会議センターで開催された(写真)。



大会は「新たな開放エリアと科学技術が牽引する都市の構築」をテーマに、国内外のVC専門家、第一線で活躍する起業家や経営者1,000人以上が一堂に会し、新時代のVC発展の道筋について踏み込んだ意見交換がされた。王清憲・山東省委員会常務委員、青島市委員会書記の基調演説も行われた。

また、グローバル(青島)VCセンタービルの除幕式が行われ、運用がスタートし、青島市市級創業投資誘導基金管理センター、青島科創マザーファンド、洪泰資本、米シリコンバレーのIDEALAB科学技術インキュベータなど第1陣のVC機関が契約を結び、入居した。

レポーター



東海日中青島デスク  
代表 宋曉華  
(青島市商務局主席記者)

# 北京・LINDAの知財権便り

## ～3年不使用取消案件における虚偽又は偽造の証拠の提出に対する法的結果及び登録商標の維持に関する提案～

北京魏啓学法律事務所

所長 中国弁護士 魏 啓学(Chixue WEI)

中国弁護士 姚 敏(Min YAO)

中国弁護士 陳 傑(Sai CHEN)

2017年、中国における新規の商標登録出願件数は574.8万件に達し、累計の出願件数及び登録件数はすでに膨大な数になっている。先行登録商標の爆発的な増加により、新たな商標出願に際して、拒絶査定及び部分拒絶査定されるように件数も非常に多くなっている。拒絶査定及び部分拒絶査定の件数は2017年、計159.5万件に達した。

引用商標の存在により、商標出願が拒絶査定されることを回避するために、出願人は3年不使用取消審判の申請要件を満たす引用商標に対して、不使用取消審判請求を提起することが多くなっている。商標局が受理した3年不使用取消審判請求案件(以下、「3年不使用取消案件」という)は2017年、前年比43.19%増の5.7万件に達し、今後も引き続き増加することが予測される。

商標法の関連規定によれば、商標権者は商標局から登録商標の使用証拠の提出を求められたら、登録商標を維持するために、商標局が指定する期間内に登録商標の使用証拠を提出しなければならない。しかし、当該登録商標が実際には使用されていない状況下で、一部の商標権者は登録商標が取消されることを危惧して、虚偽又は偽造の証拠を提供する法的結果をよく知らないまま、案件において虚偽又は偽造の使用証拠を提出した。

本稿は、3年不使用取消制度の制定目的、3年不使用取消案件で虚偽又は偽造の証拠を提出することによる法的結果をまとめると共に、商標使用を十分に証明できる使用証拠を確実に提出できない時、登録商標を維持する方法について検討を進めるものである。

その内容が皆様の実務に少しでもお役に立てば幸いです。

### 1. 3年不使用取消制度の制定目的

商標法第49条第2項には、「登録商標は正当な理由なく、継続して3年間使用していない時、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。」と規定しているが、これが3年不使用取消案件を提起する法律根拠である。

また、商標法第4条には「自然人、法人又はその他の組織が、製造経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。この法律の商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。」と規定している。

中国は商標権登録制度を採用している国であるものの、商標は製造経営活動と緊密に係り、商標登録を出願する目的は、商品又は役務において商標を使用することであり、「使用」こそが商標の最も重要な意義であることが、上述の法律内容からも分かる。商標権者が登録商標を実際に使用することを促し、使用していない休眠商標を整理するために、3年不使用取消制度は制定された。しかし、実務において、使用のニーズがない状況下で登録したが、実際に使用していない登録商標は中国だけでなく、世界各国にも多く存在している。理論的に、商標は漢字、外国語、図形、数字などの各種の要素が単独に又は組み合わせでデザインされるため、組み合わせの可能性は無限にある。

しかし、実際には商標は簡単で覚えやすく、流暢に読みやすく、イメージが良いなどという多くの要件を満たす必要があるため、登録できる商標には限りがある。特に、膨大な先行商標が存在するという状況において、条件のそろった商標を作成し、順調に登録させるまでこぎつけることは、決して容易なことではない。「3年不使用取消制度」は商標権登録制度に対して矛盾する存在であるものの、商標権者に商標を実際に使用させる手段でもあり、各方面の利益のバランスを取った結果である。

商標法第49条には、「登録商標は継続して3年間使用していない時は、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。」と規定している。実務において、登録商標が市場で実際に使用されていないことに対する初歩的な立証責任は3年不使用取消案件の請求人が負うべきであるが、インターネット調査や現地調査の結果が証拠として認められるし、実際には、如何なる調査もせず、「使用されていない」ことだけを言明しても、3年不使用取消審判請求を商標局に提起できる(本稿ではこのやり方が合理的であるか否かについて論議せず、実際の状況だけを述べる)。一方、商標権者は商標審査部門に、当該登録商標が指定期間(3年不使用取消案件の請求日から遡って3年間)内に実際に、有効的に、公開使用されていることを証明しなければならない。登録商標が指定期間内に使用されている使用証拠を、商標権者が提出できない場合、登録商標は取消される。

## 2. 虚偽又は偽造の証拠を提出する法的結果

登録商標が取消されることを危惧して、商標権者が3年不使用取消案件において虚偽又は偽造の証拠を提出することは珍しいことではない。しかし、筆者及び弊所が代理した数多くの3年不使用取消案件において、商標局、商標審判委員会は、その請求人からの指摘又は自らの判断で商標権者が虚偽又は偽造の証拠を提出したことを発見したとしても、商標権者に如何なる処罰を下すことはなく、使用証拠が無効であると認定し、商標の登録を取消しただけである。

商標法実施条例第66条には、「期間内に使用証拠

を提出しないか、又は使用証拠が無効であり、且つ不使用の正当な理由がない場合は、商標局はその登録商標を取消す。」と規定しているが、商標権者が虚偽又は偽造の証拠を提出する法的結果については、明確に規定していない。このため、3年不使用取消案件において虚偽又は偽造の証拠を提出しても法的処罰を受けないと思われていることがあることは否めない。

実際には、中国の関連法律には証拠を偽造した場合の法的結果を明確に規定している。『行政訴訟法』第59条は「訴訟参加人又はその他の者が以下に掲げる行為のいずれかをした場合、裁判所は情状の軽重に基づき、訓戒に処し、反省悔悟を命じるか又は1万元以下の罰金を科し、15日間以下の拘禁に処することができる。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。(二)証拠を偽造し、隠匿し、破壊するか又は虚偽の証明資料を提供し、裁判所の審理を妨害する場合」と規定している。

北京市高等裁判所は『当面の知的財産裁判において注意すべき若干の法律問題』において、継続して3年間使用しなかった登録商標の審査について、「商標権者が提出した一部の使用証拠が虚偽である場合、商標権者が提出した全ての証拠に対して厳しく審査すべきであり、使用証拠の標準を適切に高め、且つ使用証拠を偽造する行為に対して処罰すべきであり、偽造行為をまねようとする者を戒める。」という観点を明らかにしている。上述の内容は司法解釈ではないものの、3年不使用取消案件の行政訴訟の終審裁判所である北京市高等裁判所が表明した上述の観点は、司法裁判の主流観点を代表していることが明らかである。

筆者が取扱った第5210371号商標「珠穆朗瑪峰」の不服審判に係る審決取消行政訴訟において(筆者は3年不使用取消案件の請求人の代理で、行政訴訟一審の第三者である)、北京知的財産裁判所は一審判決で、「原告(商標権者)が提出した委託加工契約には、契約の関連条項に係る3つのブランドが覆い隠され、且つ覆い隠された後に係争商標の書き込めるスペースは十分に残されていない。

原告は問いただされた後、本裁判所に合理的な理由を説明しなかったため、原告は本案件において、重要な使用証拠を偽造した疑いがあり、原告

の一部の使用証拠は認められないと同時に、審理過程において、原告が提出した他の使用証拠も一般の審理標準より厳しい審理標準を採用する」と認定した。北京知的財産裁判所は開廷審理の際、原告が提出した虚偽の疑いのある使用証拠に対し、原告の代理弁護士を訓戒し、代理弁護士より原告にも裁判所からの訓戒を伝達することを命じた。北京市高等裁判所も、北京知的財産裁判所の上述認定及び判決を認めた。

北京知的財産裁判所は第4305050号商標「高通」の不服審判に係る審決取消行政訴訟において、商標権者の上海高通半導体有限公司が2010年8月12日から2013年8月11日の期間中に、「コンピュータソフトウェア設計、コンピュータソフトウェアメンテナンス」などの役務項目において、第4305050号商標「高通」を有効的に、商業使用したことを証明するため、本裁判所に提出した2011年3月8日に深セン市瑞融実業有限公司との間で締結した「高通」ブランドの電子部品販売契約の原本が、商標審判段階で提出された当該販売契約の写しと一致せず、具体的には、販売契約の原本には「高通」という文字及び図形商標が示されていないが、当該販売契約の写しには示されていたことについて、上海高通半導体有限公司は合理的な説明を行わなかったことを明らかにした。以上に基づき、北京知的財産裁判所は、上海高通半導体有限公司が証拠の偽造行為を行い、行政訴訟を甚だしく妨害したと認定した。

上述の『行政訴訟法』の規定に基づき、北京知的財産裁判所は上海高通半導体有限公司に1万元の罰金を科した。これらのことから分かるように、3年不使用取消案件において、虚偽又は偽造の証拠を提出した場合、全ての使用証拠に対する裁判所からの審理が厳しくなるだけでなく、訓戒に処され、反省悔悟を命じられるか又は1万元以下の罰金が科され、15日間以下の拘禁に処される深刻な法的結果に直面する可能性がある。さらに、深刻な犯罪行為に該当すれば、法に基づき刑事責任も追及されることになる。北京知的財産裁判所は多数の3年不使用取消に係る不服審判の行政訴訟案件において、虚偽又は偽造の証拠を提出した商標権者を訓戒に処し、全ての使用証拠に対して厳しい審理を行った。

しかし、上述の法律規定はあくまで行政訴訟段階の証拠に対する規定なので、一部の商標権者は楽観的に考え、行政訴訟の段階に入らなければ、上述の法的リスクに直面することもなく、商標審判段階までで解決できれば、関連の処罰制度も整備されていないため、証拠を偽造するコストもリスクも低いはずであると誤解しているようである。しかし、3年不使用取消案件の請求人は登録商標を取消す確実なニーズのためであれば、全ての救済手続きを有効利用するはずであるので、3年不使用取消案件が審判段階で解決できるか否かについて、商標権者が決定できるわけではない。さらに、近年の司法実務において、裁判所の証拠に対する審理、証拠の偽造行為に対する処罰が益々厳しくなっていることが、前述の判例からも分かる。したがって、登録商標を維持するため、浅はかな行動で証拠を偽造することは、決して得策ではない。

### 3. 登録商標の維持に関する提案

3年不使用取消案件において、指定期間内に登録商標が実際に、有効的に、公開使用されている使用証拠を提出することは登録商標を維持するポイントである。商標権者は登録商標を実際に使用してなく、ある理由(まだ使用していないが、将来的に使用する可能性があるなど)により登録商標を維持したい場合、深刻な法的リスクをもたらす可能性があるため、虚偽又は偽造の証拠を提出すべきではない。特に3年不使用取消案件は請求人と係るため、対抗性が比較的強い。虚偽又は偽造の証拠には様々な問題点があり、たとえ審判段階において、商標局と商標審判委員会に虚偽又は偽造の証拠の真実性が指摘されなかったとしても、訴訟段階において、3年不使用取消案件の請求人に指摘される可能性が高い。

実際に使用していない商標について、できるだけ早く再出願すると同時に、商標併存を条件として、取消審判の請求を取り下げようように、請求人と協議することによって、登録商標を維持することをお勧めする。取消審判の請求を取り下げることについて、案件の段階によって、効果及び手続きが異なっているため、以下のとおり詳しく紹介する。

### (1) 商標局における取消請求の段階

実際に使用していない登録商標について、商標権者は商標局から使用証拠を提出することを求める通知を受領してから2ヶ月以内に、使用証拠を商標局に提出することができる。商標権者はこの期間中及び商標局が取消案件の審決を下すまでの期間に、請求人に連絡し、商標併存を協議できる。

3年不使用取消案件の請求人に商標併存の協議に同意させるには、以下のような理由が考えられる。①3年不使用取消請求及びその後続手続きは時間がかかり、費用が高い。②3年不使用取消案件は独立した案件ではなく、商標局は登録商標を引用して、3年不使用取消案件の請求人の商標出願を拒絶査定し、その商標登録障害を排除するため、請求人が先行登録商標に対し、3年不使用取消審判を請求するのが多い。商標権者は商標局から使用証拠を提出することを求められたら、商標を直ちに再出願できる。後続手続きは時間がかかるため、再出願が登録査定される可能性はきわめて大きい。商標権者の先行登録商標が実際に取消されるまで、取消審判の請求人の商標出願は登録査定できない。③法律手続きは時間がかかり、市場における機会を一瞬で失ってしまう。商標をできるだけ早く登録させることは、3年不使用取消案件の請求人にとって、目の前にあるチャンスをつかみ、市場を開拓し、自身の実力を高めるというメリットを有する。

この段階において、商標権者は3年不使用取消案件の請求人と商標併存について協議した後、取消案件の請求人は取消請求を取り下げることができる。商標局は結審して、商標権者は当該登録商標を維持できる。

弊所はクライアント(商標権者)を代理し、3年不使用取消案件の請求人と商標併存を協議することにより、取消案件の請求を取り下げてもらい、商標登録を維持できた数多くの事例を取扱っている。

### (2) 商標審判委員会における取消案件に係る不服審判請求の段階

もし、上述取消審判請求の段階において、商標併存を協議できず、商標権者は商標局により登録商標が取消されたら、商標審判委員会に不服審判

を請求することが考えられる。不服審判段階で商標併存を協議できたら、3年不使用取消案件の請求人(不服審判案件の被請求人)は不服審判請求を取り下げ、商標登録の維持に同意するとの声明書を発行できる。なお、当該声明書は商標審判委員会に提出しなければならない。声明書が提出されると、商標審判委員会の使用証拠に対する審査も随分緩和される。商標権者はある程度の使用証拠を提出できれば、使用証拠が十分でなくても、商標審判委員会は声明書に基づき、登録商標を維持する審決を下す可能性が高い。

弊所はクライアントを代理し、不服審判の段階で、3年不使用取消案件の請求人と商標併存を協議し、取消案件の請求人に声明書を発行してもらい、商標登録を維持できた事例も取扱っている。

### (3) 行政訴訟の段階

行政訴訟の段階で商標併存を協議し、同意書や声明書を裁判所に提出する場合、裁判所の目下のやり方としては、訴訟において被訴決定の合法性に係る問題が審理されるため、当該文書は本案件と関連がないと判断し、当該証拠を採用しない。第4676689号商標の審決取消行政訴訟において、原告(上诉人)であるSS株式会社は第三者(3年不使用取消案件の請求人)の北京中貿促商務諮詢中心と一審で商標併存を協議し、原告は北京知的財産裁判所に商標併存の同意書を提出した。しかし、北京知的財産裁判所は、本案件が被訴決定の合法性に係る問題を審理し、SS株式会社が既に北京中貿促商務諮詢中心と和解し、北京中貿促商務諮詢中心が既に3年不使用取消案件の請求を取り下げることを申請する状況は、本案件の審理とは関連がないとして、SS株式会社の本案件の審理を停止するという主張を認めなかった。北京市高等裁判所は二審において、一審裁判所の上述観点を認めた。

したがって、双方当事者は商標併存で係争を解決したければ、商標局の取消審判請求の段階及び商標審判委員会の不服審判の段階で対応を取るべきである。

# 〈中国短信〉

## ◆社会保険料引き下げ、5月1日から

国務院は3月26日の常務会議で、社会保険料率引き下げについての具体策を決定した。

先の全人代を受け、今年5月1日から養老保険の企業負担率は、20%から16%に引き下げることができる。

失業保険と労災保険の保険料率を段階的に下げる政策については、来年4月30日まで1年延長するとした。社会保険料の設定は各省に委ねられているが、今回の中央の決定を受け、各省で引き下げが相次ぐものと予想される。

## ◆上海市、最賃引き上げも微増にとどめる

上海市は4月1日から最低賃金を引き上げると発表した。現行の2,420元/月から2.5%増の2,480元/月に引き上げる。経済成長の鈍化に伴って、伸び率は公表が始まった1991年以降では過去最低の水準。

中国政府は2015年11月3日、「第13次5ヵ年計画」を発表し、2020年までにGDPと国民1人あたりの収入を2010年比で2倍に引き上げる所謂「所得倍増計画」を打ち出しているが、同市の最低賃金では17年の時点で目標を達成していたことも伸び率の抑制の一因になったものと思われる。

## ◆世界貿易、伸び率が縮小

世界貿易機関(WTO)は4月2日、2018年の世界貿易量の伸び率は前年比3%増で、2017年の4.6%増から1.6ポイント減速したと発表した。

米中貿易摩擦などの影響を受け、アジアや欧州で輸出が鈍化したことが要因とされ、2019年も2.6%増と更に伸び幅が減速すると予想した。

2018年の実質GDP成長率は2.9%であったことから世界貿易量の伸びが世界の実質GDPを下回る「スロートレード」現象はわずかに回避した。

世界全体のモノの貿易総額は輸出が19兆4,750億ドル、輸入が19兆8,670億ドルといずれも前年比で10%増だった。

貿易量の伸びは減速したが原油価格の上昇などで金額ベースでは大幅増となった。国別では、中国が4兆6,230億ドルと2年連続で首位となり、2位は米国の4兆2,780億ドル、日本は4位の1兆4,870億ドルだった。

## ◆3月の製造業PMI、4ヵ月ぶり基準値超え

景気先行指数PMI（購買担当者指数）の3月分が政府(国家統計局)と民間(財新)で発表され、いずれも4ヵ月ぶりに景気の拡大・減退を示す指数の「50」を上回った。

統計局発表では前月より1.3ポイント増の50.5となり、財新発表では前月より0.9ポイント上回る50.8となった。

中国政府は、企業関連だけでも総額2兆元に上る減税などの景気刺激策を打ち出し、徐々に効果が出ている可能性がある。直近でも4月1日に増値税を引き下げ、5月1日からは社会保険料率を引き下げる予定。

## ◆中国、戸籍制度を緩和へ

中国国家発展改革委員会は4月8日、「2019年新型都市化建設重点任務」として、都市化を促進するため、常住人口が100万～300万人の所謂「Ⅱ型大都市」で戸籍取得規制を撤廃する方針を示した。

従来は人口100万人以下の中小都市が対象だったが範囲が拡大された。他にも、「Ⅰ型大都市」では定住条件を緩和し、「超大型都市」ではポイント制に基づく戸籍付与制度を整備する。

都市人口の増加を促し、停滞気味の中国経済を活性化させたい狙いがある。同委員会は、2019年までに、2018年の都市化率59.6%を1%以上押し上げるとした。

## ◆行郵税の税率引き下げ発表

国務院関税税則委員会は4月8日、行郵税の税率を4月9日から引き下げると発表した。行郵税は、中国に居住する個人が自己使用の目的で海外から総額5,000元超の商品を持ち込む、或いは郵送などで輸入する場合に課税され、関税、増値税、消費税(一部)の納付が必要な一般貨物の輸入とは別のカテゴリとなる。行郵税は昨年11月にも引き下げがあり、海外旅行者にとってはより買い物がしやすくなった。

今回、食品、飲料、パソコンなどは13%に、アパレル製品などは20%に引き下がり、たばこ、酒、高級品は対象から除外となった。中国人の海外旅行者は年々拡大し、先の春節では、約700万人が海外に出かけた。中国政府は、行郵税の引き下げで多くの人民が恩恵を受け、輸入促進や消費拡大に繋がるとしている。

# 中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

## 日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年4月	12,329	▲6.3	15,512	5.9	▲3,183	赤字拡大
2019年1-4月	46,353	▲7.2	61,572	1.7	▲15,219	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 4月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	66,588	100.0	
	内訳	アメリカ	14,102	21.2
		E U	7,979	12.0
		アジア	35,331	53.1
		うち中国	12,329	18.5
輸入	総額	65,983	100.0	
	内訳	アメリカ	6,870	10.4
		E U	7,945	12.0
		アジア	30,829	46.7
		うち中国	15,512	23.5

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

### 4月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 自動車	28.7	1.0
	減少	1 半導体等製造装置	▲41.0	▲3.2
		2 半導体等電子部品	▲21.5	▲1.5
	3 自動車の部分品	▲15.6	▲0.8	
輸入	増加	1 電算機類(含周辺機器)	21.8	1.8
		2 通信機	5.2	0.6
		3 金属製品	12.3	0.4

出所：日本・財務省

## 名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年4月	2,389	▲4.7	19.4	1,873	4.6	12.1	516	黒字縮小
2019年1-4月	8,961	▲3.7	19.3	7,467	5.3	12.1	1,494	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港  
国際空港：中部空港、静岡空港

### 4月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	16,822	100.0	
	内訳	アメリカ	4,746	28.2
		E U	2,519	15.0
		アジア	6,049	36.0
		うち中国	2,389	14.2
輸入	総額	8,278	100.0	
	内訳	アメリカ	755	9.1
		E U	1,049	12.7
		アジア	4,159	50.2
		うち中国	1,873	22.6

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

### 4月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 科学光学機器	92.1	1.8
	減少	1 自動車の部分品	▲16.3	▲3.7
		2 半導体等製造装置	▲65.3	▲2.0
輸入	増加	1 がん具及び遊戯用具	26.4	0.6
		2 アルミニウム及び同合金	33.6	0.6
	減少	1 原動機	▲63.5	▲1.5

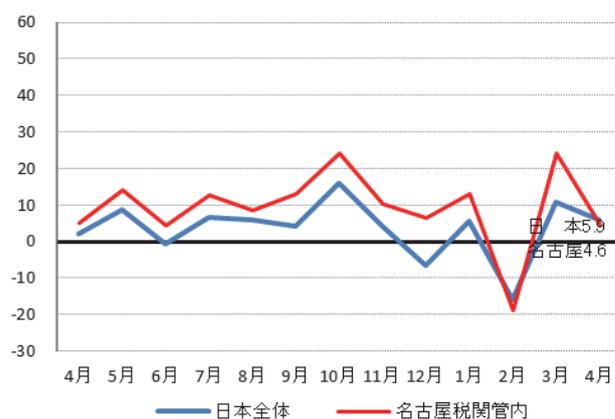
出所：名古屋税関

## 日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

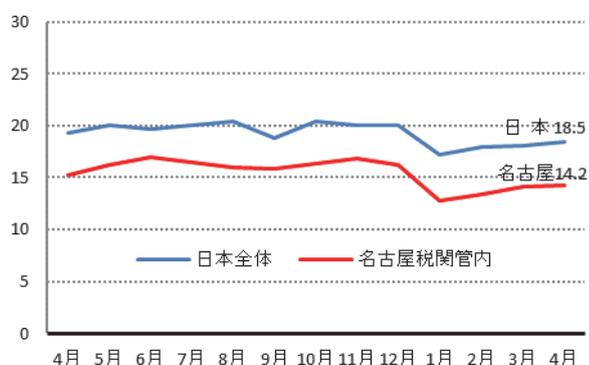
### 中国への輸出額の月別伸率(%)



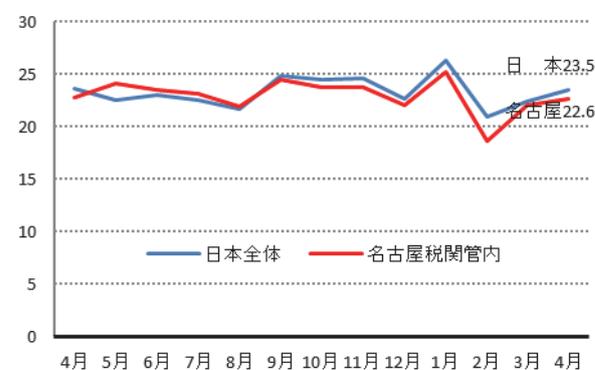
### 中国からの輸入額の月別伸率(%)



### 日本の輸出における中国構成比の推移(%)



### 日本の輸入における中国構成比の推移(%)



## 中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年4月	1,935	▲2.7	1,797	4.0
2019年1-4月	7,446	0.2	6,552	▲2.5

出所：中国税関総署

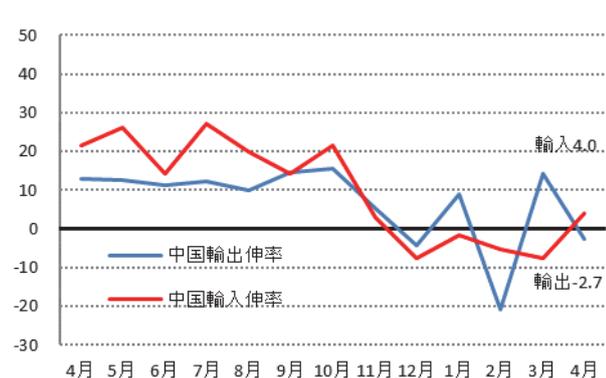
## 中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

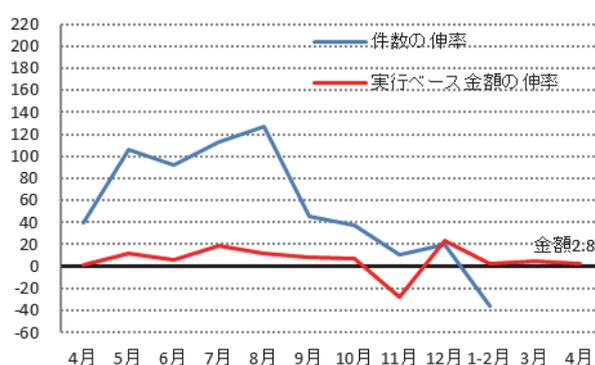
年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年4月	N/A	N/A	93.4	2.8
2019年1-4月	13,039	N/A	451.4	3.5

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

### 中国対外貿易の月別伸率(%)



### 中国外資導入の月別伸率(%)



### 中国の物価動向

#### 消費者物価指数CPI (%)

	4月	1-4月
消費者物価指数	2.5	2.0
うち都市	2.5	2.0
農村	2.6	2.0
うち食品	6.1	3.2
食品以外	1.7	1.7
うち消費財	2.9	1.9
サービス	2.0	2.1

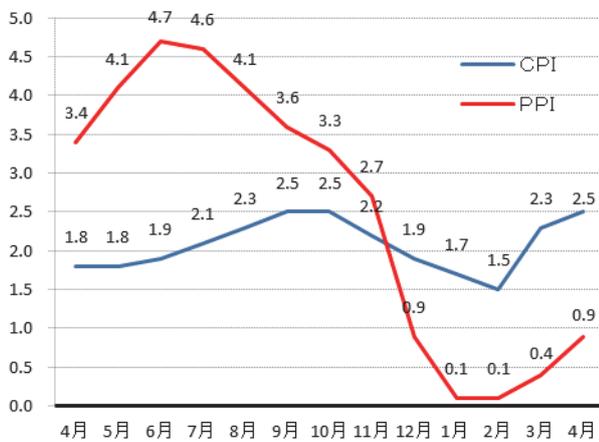
出所：中国国家統計局

#### 工業生産者物価指数PPI (%)

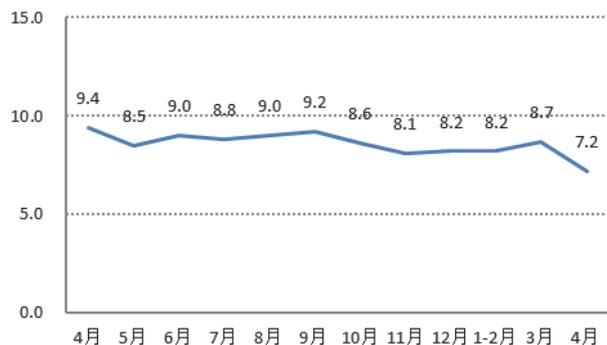
	4月	1-4月
工業生産者物価指数(PPI)	0.9	0.3
うち生産資材	0.9	0.3
うち採掘	5.3	3.1
原材料	0	▲0.9
加工	0.9	0.5
生活資材	0.9	0.6
うち食品	1.9	1.2
衣類	1.7	1.6
一般日用品	0.3	0.3
耐久消費財	▲0.6	▲0.5
工業生産者仕入物価指数	0.4	0.2
うち燃料、動力類	1.6	0.5

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数  
出所：中国国家統計局

#### CPIとPPIの月別推移(%)



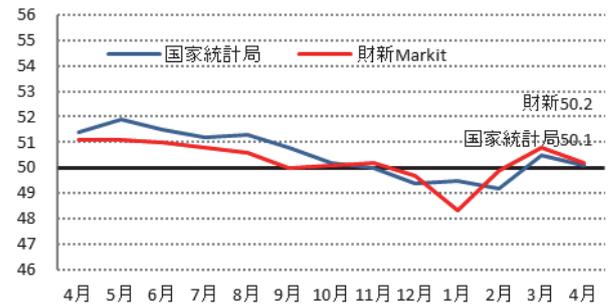
### 中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

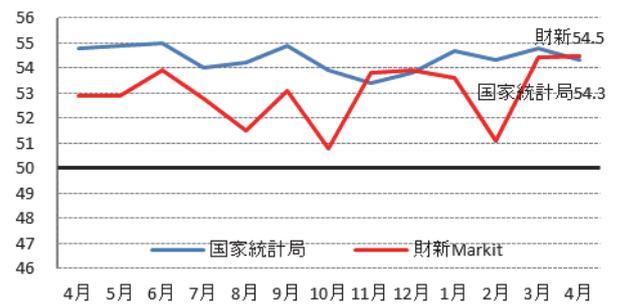
### 中国の景気先行指数

#### 製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数  
景気後退<50<景気拡大

#### 非製造業(サービス業)PMI

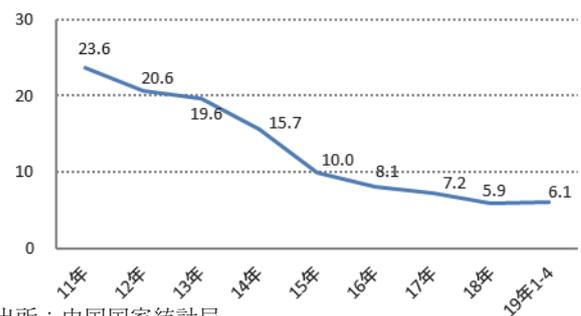


### 中国の固定資産投資

#### 1-4月分月の固定資産投資

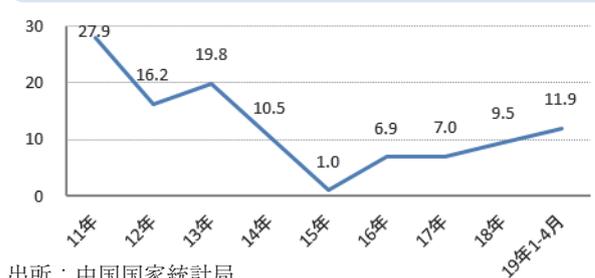
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		155,747	6.1
産業別	第一次	3,813	▲0.1
	第二次	51,156	2.8
	第三次	100,778	7.9
地域別	東部	N/A	4.2
	中部	N/A	9.4
	西部	N/A	6.4
	東北	N/A	6.6

#### 固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

#### 中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

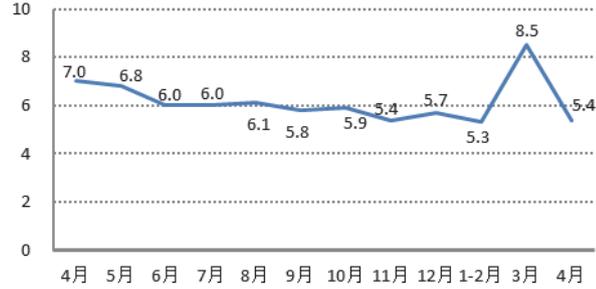
### 中国の工業

#### 工業付加価値の伸率(%)

	4月	1-4月
一定規模以上の工業生産	5.4	6.2
内訳 鉱業	2.9	6.7
製造業	5.3	8.7
電気・ガス・熱・水生産供給業	9.5	7.7
内訳 国有企業	6.0	4.9
株式制企業	6.3	7.4
外資系企業	2.5	1.7
私営企業	5.1	9.1

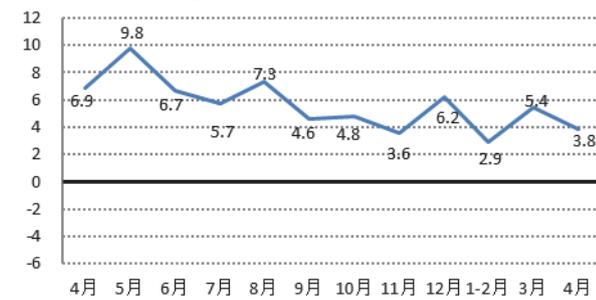
出所：中国国家統計局

#### 一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



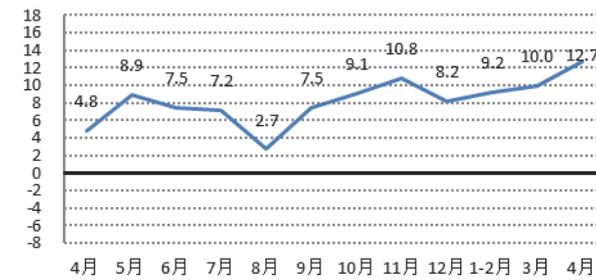
出所：中国国家統計局

#### 一日当たりの発電量の月別伸率(%)



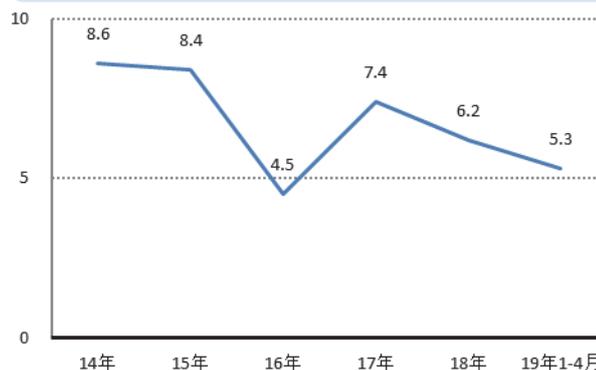
出所：中国国家統計局

#### 粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

#### 中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

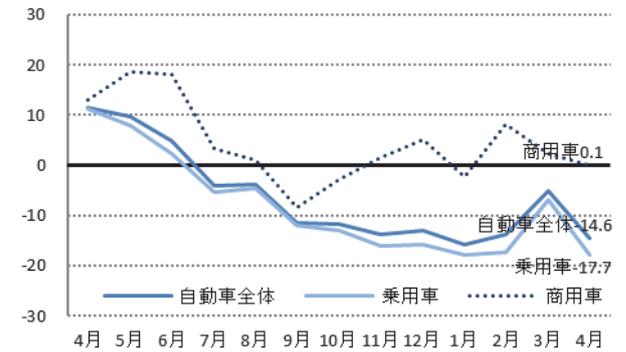
### 中国の自動車販売台数

万台

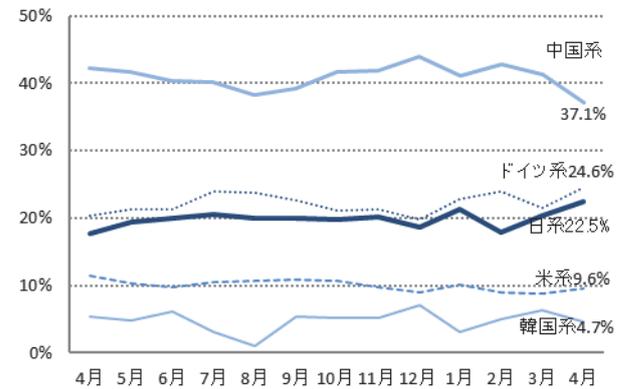
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2013年	2,198	406
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
19年4月	198	41
19年1-4月	835	151

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

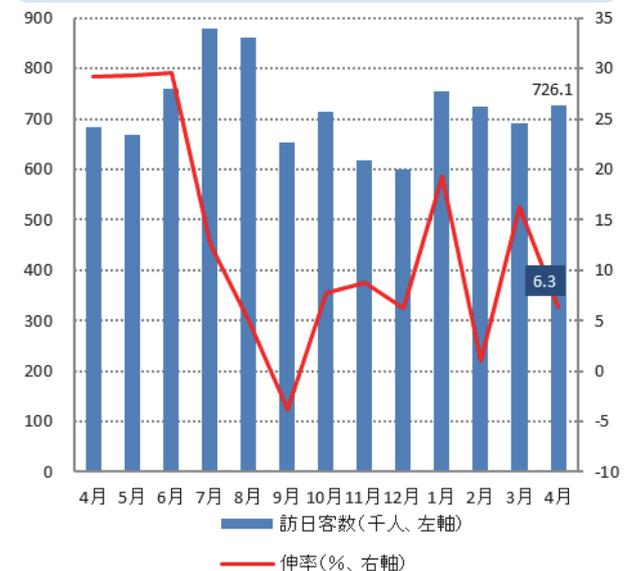
#### 自動車販売台数の月別伸率(%)



#### 日系乗用車のシェア推移(%)



#### 中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局